

# 保険特集

## 保険税(料)の納税(入)通知書をお送りします

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料

### 国民健康保険

問 保険年金課 保険加入係  
☎724・2124

#### 「保険税の算出方法」

国民健康保険税は、次の三つの合計からなります。  
①医療分：加入者の医療費に充てられます。  
②後期高齢者支援金分：75歳以上の方の医療制度への支援分です。  
③介護分：40歳以上65歳未満の方に負担いただく介護保険料の負担分です。  
①から③がそれぞれ(A)所得割額、(B)均等割額、(C)平等割額に分けて課税されます。

平成22年度国民健康保険税の税額(率)表

	①医療分	②後期高齢者支援金分	③介護分(40歳以上65歳未満)
(A)所得割額 ※加入者個々の前年所得から基礎控除額を引いて税率をかけて算定します。(平成21年中の総所得金額等-33万円)×各税率	3.73%	1.27%	1.05%
(B)均等割額 ※加入者1人について	年 17,400円	年 6,000円	年 7,500円
(C)平等割額 ※1世帯について	年 9,000円	年 3,000円	年 3,000円

今回の納税通知書は、5月末日までの届出内容及び保険

年金課で把握した前年所得をもとに算定しており、6月以降の加入脱退手続きや6月以降に取得した所得情報は反映されていません。それらを反映した納税通知書は、8月以降にお送りします。

#### 「保険税の軽減」

賦課期日(4月1日)現在、世帯主と被保険者及び特定同一世帯所属者の総所得金額等の合計額が次のとおり判明している世帯に対しては、それぞれの軽減率で減額を行います。  
○33万円以下：均等割額・平等割額軽減率 10分の6  
○33万円+24万5千円×(被保険者と特定同一世帯所属者(いずれも世帯主を除く)の数)の額以下：均等割額・平等割額軽減率 10分の4

※特定同一世帯所属者とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した方で、移行後5年に限り継続して同一の世帯に属する方をいいます。  
※国民健康保険に加入中は、途中で就職しても引き続き軽減の対象となりますが、会社の健康保険に加入するなど国民健康保険を脱退すると対象外となります。  
※制度が始まる前1年以内(平成21年3月31日以降)に離職された方は、平成22年度に限り保険税が軽減されます。

#### 課税限度額一覧表

	①医療分	②後期高齢者支援金分	③介護分(40歳以上65歳未満)
課税限度額 ※世帯単位の算定年税額が右欄の額を超えた場合、年税額はそれぞれ右欄の金額になります。	年 500,000円 (470,000円)	年 130,000円 (120,000円)	年 100,000円 (90,000円)

※カッコ内は前年度の課税限度額

#### こんなときは忘れずに手続きを!

必要な手続き	申請先
会社などを退職したとき	国民年金課 国民年金係または各市民センター
配偶者の扶養(第3号被保険者)でなくなったとき	
配偶者が退職したとき	国民年金課 国民年金係または各市民センター
配偶者の扶養(第3号被保険者)になったとき	
配偶者が転職したとき	配偶者の勤務先の会社または共済組合

「課税限度額が改定されます」  
地方税制の改定により、平成22年度からの課税限度額が変更となります。

#### 国民年金保険料(平成22年度)

納付方法	保険料	割引金額
納付書各月払	15,100円	-
口座振替各月払	15,050円	50円
クレジットカード各月払	15,050円	50円
納付書半年前納	89,860円	740円
クレジットカード半年前納	89,860円	740円
口座振替半年前納	89,570円	1,030円

※この他に、更にお得な平成23年度からの1年前納払もあります。

納税(入)通知書発送日・送付先

種類	発送日	送付先
国民健康保険税	7月7日	世帯主
後期高齢者医療保険料	7月15日	本人
介護保険料	7月1日	本人

※世帯主が国保に加入していない場合でも、同じ世帯の中に国保加入者がいれば世帯主あてに通知書をお送りします。

#### 保険税(料)の納め方

保険税(料)のお支払い方法には、特別徴収と普通徴収があります。実際の納付方法については、納税(入)通知書をご確認ください。

##### 特別徴収

介護保険料と後期高齢者医療保険料、または国民健康保険税が年金から天引きとなります。

後期高齢者医療保険料と国民健康保険税については口座振替に変更することができます。詳しくは、保険年金課納付係までお問い合わせ下さい。

※介護保険料は、普通徴収に変更することはできません。

##### 普通徴収

特別徴収の対象とならない方は、口座振替または納付書で直接納めることになります。

##### ★口座振替が便利です!

口座振替にすると納め忘れの心配がなく、一度手続きをすれば翌年度からの分も自動的に引き落としになるので便利です。

##### ★コンビニエンスストアでもお支払いができます。

・納付書1枚につき30万円を超えるものは使用できません。  
・分割納付書など、バーコード印字のない納付書は使用できません。

問 国民健康保険税、後期高齢者医療保険料について=保険年金課 納付係 ☎724・2125、介護保険料について=介護保険課 保険料係 ☎721・3110

#### 納期のご案内

##### 《特別徴収》

4月、6月、8月 … 仮徴収

平成22年2月と同額または前年度の賦課状況を基に暫定的に天引きします。

10月、12月、2月 … 本徴収

7月の決定に基づいて年間保険税(料)額からすでに年金から天引きされた金額を差し引いて天引きします。  
※介護保険料では、仮徴収額と本徴収額に差がある場合、8月から調整しています。  
※6月または8月から特別徴収開始になる方もいます。

##### 《普通徴収》

7月、8月、9月、10月  
11月、12月、1月、2月

※口座振替の登録をしている方は納付期限日に引き落としとなります。

※9月までは普通徴収、10月からは特別徴収に切り替わる方もいます。納税(入)通知書でご確認ください。

明日のあなたを考えると  
国民年金  
納付方法等について  
問 国民年金課 国民年金係 ☎724・2127

「保険料の納付方法」  
平成22年度の保険料額は定額で、1か月1万5100円です。国民年金保険料納付案内書(納付書)を使って、最寄りの銀行・郵便局等の金融機関やコンビニエンスストアで納めて下さい。市役所や市民センターでは納めることができません。納付書の発行もできませんので、納付書を紛失した場合には、八王子年金事務所まで再発行しますのでご連絡下さい。

「お支払いが困難な場合は」  
保険料のお支払いが困難な場合は、保険料の免除・納付猶予制度や学生納付特例制度があります。詳細はお問い合わせ下さい。

下さい。クレジットカード納付をご希望の場合は、申込用紙を八王子年金事務所へ提出して下さい。